〈発行所〉
全国港湾労働組合連合会
〒144-0052　東京都大田区蒲田5-10-2
日港福会館1F
電　話：03―3733―２５６１
ＦＡＸ：03―3733―２６２７
発行人：玉田雅也
定価：30円（組合費に含む）

（毎月１回15日発行・平成７年８月18日第三種郵便物認可）
2014年８月15日　第257号

全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN
(ZENKOKU-KOWAN)

ZENKOKU-KOWAN

E-Mail：nfduj@zenkoku-kowan.jp

第43回ＩＴＦ世界大会

全国港湾から14名が参加、８月９日～16日ブルガリア・ソフィアで開催

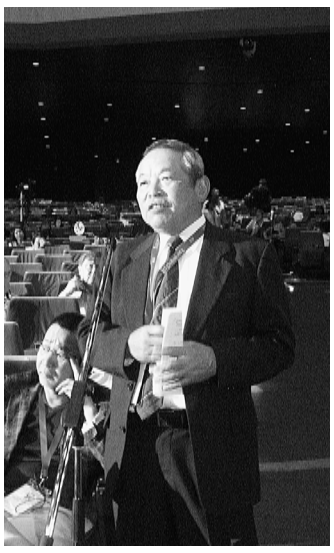

全体会議（八月一一日）

全体会議では、活動報告、「グローバル危機からグローバル正義へ―交通運輸労働者の反撃」とした今後四年間の活動計画の課題と優先課題、動議とそれに関する質疑が行われた。

また、会議では全国港湾糸谷中央執行委員長より、東日本大震災と三島川之江港に対するＩＴＦの支援に対して感謝を述べ、今後も引き続きの支援をお願いした。

そして、ＪＡＬ争議は、日本の労働者へ首切り自由化をもたらしかねない問題を含んでいるので、当該からの要請をＩＴＦとして真摯に受け止めて支援をお願いしたいと述べた。

港湾部会総会（八月一二日）

港湾部会では、港湾の自動化に対する戦略と港湾の自由化に対抗する組合を支援することなどが提案された。

また、全国港湾玉田書記長より船員組合と港湾労働組合が、ＦＯＣ・ＰＯＣキャンペーンを続けるために第一に船員と港湾の組織統一への指導求める、第二にそれによって港湾に財政の還元の道を広げることを検討するよう要請を行った。

女性総会に初参加

第四三回ＩＴＦ世界大会に参加させて頂きました。

ブルガリアの首都ソフィアの国立文化宮殿にて八月九日～一六日迄、交通運輸に関わる様々な部会が開催されました。

初日にには、ブルガリアの首相とソフィア市長も参加され、市長においては、連日ご参加頂き、大会の大成功をその目に焼き付けておられました。

八月一四日に開催された女性総会には、市長（ソフィア市長は、女性）はもちろんブルガリア副大統領（こちらも女性）に参加いただき、お話を伺ってとても勇気をもらいました。

また、玉田書記長のご配慮により、パディＩＴＦ会長、シャロンＩＴＦ港湾労働部会部長とエカテリーナＩＴＦ執行委員等、様々な方々にご挨拶させて頂き、とても貴重な体験をさせて頂きました。

交通運輸で働く人々が抱かれる問題についても世界各国、様々な方々の生の声を声を聞くことが出来てとても勉強になりました。

今回のＩＴＦ世界大会に参加させて頂きありがとうございます。

（全港湾　博多支部
園浦　光子　執行委員）

全国の関連専業労働者へ

五・九協定適用に向け一歩前進！

【労使関連整備部会開催】

七月三十一日横浜港運協会会議室に於いて、一四春闘合意後初となる日港協整備部会労使意見交換会を開催した。また、前段に労側対策会議を開催し、労使意見交換会の進め方について審議を踏まえての開催であった。

そして協議では、労側よりこれまでの協議変遷の整理並びに通年課題の整理について改めて提起を行ったうえで、一四春闘協定順守事項について『新たな課題』として提起した。

このなかで、特に週休二日制の実施実現、時間外算定基礎分母削減、定年延長については急務的課題である旨、労側より強調すると共に労使専門委員会を再開し、山積する課題について協議を引き続き行っていくべきとの提起を行った。

これに対し業側は、専門委員会再開については了とするも、先ずは業側全体会議を開催し業内調整に努めたいとの考え方を示した。

これまで関連職種については特に働き方に関する産別協定について『準用』との立場であり、全国港湾としてこの適用問題については永年の課題であったが、一四春闘協定で特に週休二日制や時間外算定基礎分母問題について具体的な協定が締結された。このことは、これまで準用となっていた働き方に関する産別協定が関連職種において一気に『適用』となったことを意味している。いうまでもなく、今後の関連・整備部会労使の協議が極めて重要となってくる。

しかし実情として、全国の関連専業職種については実質的に組織未加盟労働者がその大半を占め且つ、一四春闘協定順守に向けた『準備』も整っていない状況であり、一四春闘協定順守に向けた取り組みは並大抵のことではない。このことから、関連専業職種労働者に対する産別協定適用・順守の取り組みについては、産別労使全体の取り組みへと発展させる必要性を改めて感じた労使意見交換会でもあった。

ただ、いずれにしても全国の関連専業事業者と全国港湾対策委員会がテーブルをはさみ、懸る課題について協議できえたことは、これまでにない取り組みの第一歩となったものと確信する。

シャモ樽

第二次安倍内閣が成長戦略の柱の一つとして掲げる「国家戦略特区」の内容が五月に日本経済再生本部より提示された。労働分野では、外国企業に解雇ルールなどを説明する「雇用労働相談センター」の開設や、有期契約規制の緩和など極端な改悪は盛り込まれていなかったが、今後も油断は禁物だ▼特区の目的は、雇用や医療など、人間らしく暮らすための必要な規制を「既得権益の岩盤」として、壊すことにある。八時間労働制や国民皆保険制度などをつぶすのは世論の強い反発を買うことが目に見えていることから、まず手始めに制度に小さな穴を開け、全国に広げる迂回作戦を特徴にしている▼既に、雇用条件については、東京都・大阪府・福岡市などが特区に指定されている。そこで、注意しなければならないのは、現在提示されているのが、あくまで「初期メニュー」だということだ。大阪府については、労働時間と処遇を切り離し、残業時間を無くす労働規制改革が「追加候補」とされている。世論の反応を見ながら「新たなメニュー」を追加してくることは必定だ▼もともと、規制緩和特区構想の出どころは、アメリカの「対日要求」だった。一連の規制緩和で誰が得をするのかをしっかり見る必要がありそうだ。